

令和2年第4回富士見市農業委員会総会議事録

開催年月日 令和2年4月27日（月）

開催場所 市役所 全員協議会室

開会時刻 午後 13時30分

閉会時刻 午後 14時40分

議長 会長 田中金治

委員出席状況

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1番	田中金治	出	8番	島田和雄	出
2番	萩元不二夫	出	9番	島田秀男	出
3番	萩島保夫	欠	10番	新井稔	出
4番	細田勉	欠	11番	清水登與雄	出
5番	細田福三	出	12番	渋谷貞男	出
6番	大澤英司	欠	13番	長堀進	出
7番	大曾根高男	欠	14番	丸山隆一	欠
出席 9名			欠席 5名		

農地利用最適化推進委員出席状況

担当区域	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
水谷1	田中 弥一	欠	南畑1	関根 和市	欠
水谷2	神山 稔	欠	南畑2	谷合 章	欠
鶴瀬1	横山 勝之	欠	南畑3	萩原 好伸	欠
鶴瀬2	星野 幸夫	欠			
出席 0名			欠席 7名		

職務のため出席した事務局職員

事務局長	谷 合 正 史	事務局主査	吉 野 武 明
事務局主任	荒 木 貢		

富士見市農業委員会総会会議規則第4条により会長が議長になり議事を進行した。

本日の総会は、新型コロナウイルス感染症に伴う対応により、委員数を削減し、農業委員9名にて開催いたします。

農業委員の出席は過半数の7名を超えており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたします。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長は、指名により推薦したい旨諮ったところ、全委員の賛同を得たため、次の者を指名する。

- | | | |
|-----|--------|----|
| 2 番 | 萩元 不二夫 | 委員 |
| 5 番 | 細田 福三 | 委員 |
| 8 番 | 島田 和雄 | 委員 |
-

日程第2 議 事

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第3条第1項の規定による許可申請3件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、委員に諮り、全委員の賛成により「可」とした。

○議案第1-1

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地確認を4月14日に行いました。

「申請理由」…「譲受人」農業経営拡大のため。「譲渡人」農業経営縮小のため。

○農地法第3条2項要件について

① 全部効率利用要件

・所有農地営農状況…所有農地(所有地7,402㎡、借入地0㎡)については、申請者の居住地が市外のため、居住地の農業委員会から適正に管理されている旨の農業経営状況調査書が提出されております。

・農機具所有状況…トラクター1、耕運機3、田植機1、防除機2、コンバイン1、農業用トラック2

・従事人数…世帯員2名

・申請地までの通作距離…自宅から2km

② 「農作業常時従事要件」

・世帯員2名…本人250日、妻250日

③「下限面積要件」

…権利を取得しようとするもの、または世帯員が取得後において耕作すべき農地の合計面積が都府県では50aに達すること。

- ・権利取得後の耕作面積 8,042㎡

④「地域との調和要件」

・申請地は周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への支障はありません。また農薬の使用方法等については、地域の防除基準に従います。

・以上農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。事務局からは以上です。

(担当委員からの説明)

申請者が市外居住者のため事務局説明のみとした。

○議案第1-2

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地については4月14日に確認し、適正に管理されていた。

「申請理由」…「譲受人」農業経営拡大のため。「譲渡人」農業経営縮小のため。

○農地法第3条2項要件について

① 全部効率利用要件

・所有農地営農状況…所有農地（所有地6,903㎡、借入地0㎡）については適正に管理されております。

・農機具所有状況…軽トラック3、防除機1、コンバイン1、草刈り機3

・従事人数…世帯員3名

・申請地までの通作距離…900m

②「農作業常時従事要件」

・世帯員3名…本人210日、妻150日、長男120日

③「下限面積要件」

…権利を取得しようとするもの、または世帯員が取得後において耕作すべき農地の合計面積が都府県では50aに達すること。

- ・権利取得後の耕作面積 7,494㎡

④「地域との調和要件」

申請地は周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への支障はありません。農薬の使用方法については地域の防除基準に従います。

以上農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。事務局からは以上です。

(担当委員からの説明)

申請者を訪問し、現地を確認しました。事務局説明の通り支障ないと思われま

○議案第1-3

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地については4月14日に確認し、適正に管理されていた。

「申請理由」…「譲受人」農業経営拡大のため。「譲渡人」農業経営縮小のため。

○農地法第3条2項要件について

① 全部効率利用要件

・所有農地営農状況…所有農地(所有地13,461.93㎡、借入地0㎡)については適正に管理されている。

他市町の農地については、各農業委員会より良好に耕作されている旨の現況確認書が提出されております。

・農機具所有状況…トラクター2、田植機2、防除機3、コンバイン1、耕運機3、調整機3、軽トラック1

・従事人数…世帯員3名

・申請地までの通作距離…3.5km

② 「農作業常時従事要件」

・世帯員3名…本人180日、妻80日、長男80日

③ 「下限面積要件」

…権利を取得しようとするもの、または世帯員が取得後において耕作すべき農地の合計面積が都府県では50aに達すること。

・権利取得後の耕作面積 14,459.93㎡

④ 「地域との調和要件」

申請地は周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への支障はありません。農薬の使用方法については地域の防除基準に従います。

以上農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。事務局からは以上です。

(担当委員からの説明)

申請者を訪問し、現地を確認しました。事務局説明の通り支障ないと思われま

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第4条第1項の規定による許可申請1件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、農地転用基準に照らし適当であるとした。

○議案第2-1

(事務局説明)

申請目的「農家住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・農地が河川、県道、住宅等により分断されており、一団の農地規模が概ね10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・盛土297m³。
- ・隣地境界にはコンクリートブロック1～3段積を設置。
- ・汚水・雑排水は前面道路の公共下水道管に接続、雨水排水は浸透トレンチにて敷地内処理。
- ・隣接土地所有者から「転用計画についての同意書」が提出されております。
- ・改良区には該当しておりません。
- ・資金については、自己資金及び融資で対応することとしており、「残高証明書」「融資証明書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第5条第1項の規定による許可申請5件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、農地転用基準に照らし適当であるとした。

○議案第3-1

(事務局説明)

申請目的「建売住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・申請地の前面道路に上・下水管の2種類が埋設されており、かつ500m以内に南

畑幼稚園、三浦病院の教育施設、医療機関が2つ以上あることから、第3種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水・雑排水は前面道路の公共下水道管に接続、雨水排水は浸透トレンチにて敷地内処理。
- ・隣地境界にはコンクリートブロック2段積を設置。
- ・改良区には該当しておりません。
- ・資金については、自己資金で対応することとしており、「残高証明書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第3-2

(事務局説明)

申請目的「建売住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・農地が河川、県道、住宅等により分断されており、一団の農地規模が概ね10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水・雑排水は前面道路の公共下水道管に接続、雨水排水は浸透トレンチにて敷地内処理。
- ・隣地境界にはコンクリートブロック2～3段積を設置。
- ・隣接土地所有者から「転用計画についての同意書」が提出されております。
- ・改良区には該当しておりません。
- ・資金については、自己資金及び融資で対応することとしており、「残高証明書」「融資証明書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第3-3

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・10ヘクタール以上の集団的に存在する農地の区域内であることから、第1種農地と判断されます。
- 第1種農地ですと農地転用は原則不許可となりますが、例外的に許可できるものに

農業用施設等農業の振興に資する施設として住宅その他、周辺の地域の居住者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものがあり、今回の申請はこちらに該当されると判断されます。

「一般基準」

- ・隣地境界にはコンクリートブロック 3 段積を設置。
- ・汚水、雑排水については公共下水道管に接続、雨水排水については浸透トレンチにより敷地内処理をします。
- ・隣地は譲渡人の所有地のため「転用計画についての同意書」はございません。
- ・改良区には該当しておりません。
- ・資金については、融資で対応することとしており、「住宅ローン事前審査結果通知書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第 3 - 4

(事務局説明)

申請目的「建売住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・農地区分につきましては、2つの区分に該当します。
1つ目が、農地が河川、県道、住宅等により分断されており、一団の農地規模が概ね 10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。
2つ目が、申請地の前面道路に上・下水管の2種類が埋設されており、かつ 500m以内に南畑小学校、谷合内科医院の教育施設、医療機関が2つ以上あることから、第3種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水・雑排水は前面道路の公共下水道管に接続、雨水排水は浸透トレンチにて敷地内処理。
- ・隣地境界にはコンクリートブロック 1～3 段積を設置。
- ・隣地は譲渡人の所有地のため「転用計画についての同意書」はございません。
- ・改良区には該当しておりません。
- ・資金については、自己資金で対応することとしており、「残高証明書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第 3 - 5

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・申請地の前面道路に上・下水管の2種類が埋設されており、かつ500m以内に南畑幼稚園、三浦病院の教育施設、医療機関が2つ以上あることから、第3種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水・雑排水は前面道路の公共下水道管に接続、雨水排水は浸透トレンチにて敷地内処理。
- ・隣地境界にはコンクリートブロック3段積を設置。
- ・隣地は譲渡人の所有地のため「転用計画についての同意書」はございません。
- ・改良区には該当しておりません。
- ・資金については、自己資金及び融資で対応することとしており、「残高証明書」「住宅ローン事前審査結果通知書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

第4号議案 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

- 議長は、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請2件を議題として上程し、事務局の説明の後、全委員に諮り、農地転用基準に照らし適当であるとした。

○議案第4-1

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・申請地の前面道路に上・下水道管の2種類が埋設されており、かつ500m以内にイムス富士見総合病院及び谷合内科医院の医療施設が2つ以上あることから、第3種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・隣地境界にはコンクリートブロック1～2段積を設置。
- ・汚水・雑排水については公共下水道管に接続、雨水排水については浸透トレンチにより敷地内処理をします。
- ・隣地は譲渡人の所有地のため「転用計画についての同意書」はございません。
- ・改良区から転用計画について支障ない旨の意見書が提出されております。
- ・資金については、融資で対応することとしており、「住宅ローン事前審査結果通知書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

○議案第4－2

(事務局説明)

申請目的「資材置場」の案件でございます。

「立地基準」

- ・申請地の前面道路に上・下水管の2種類が埋設されており、かつ500m以内に南畑幼稚園、三浦病院の教育施設、医療機関が2つ以上あることから、第3種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水・雑排水はなく、雨水排水については砂利敷きのため敷地内に浸透させることとなっております。
- ・隣地境界にはコンクリートブロック3段積を設置。
- ・改良区には該当しておりません。
- ・資金については、自己資金で対応することとしており、「残高証明書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

第5号議案 生産緑地に係る農業従事者の証明について

○議長は、生産緑地に係る農業従事者の証明について1件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員の賛成により「承認」とした。

○議案番号第5－1

- ・申出事由…主たる従事者の死亡

(事務局説明)

4月14日に現地を確認したところ、自家消費用の野菜の作付け及び保全管理がされておりました。従事者は昨年12月になくなりました。生前は自家消費用の野菜を作付けされておりました。

(担当委員からの説明)

訪問して従事者の生前の農作業等の状況を伺いました。現在は家族の方が保全管理をされており、支障がないと思われれます。

第6号議案 生産緑地の取得の斡旋について

○議長は、生産緑地の取得の斡旋2件を議題として上程し、事務局の説明の後、斡旋がある場合には、事務局へ申し出ることとした。

○議案第6-1

議案第6-2

(事務局説明)

本件は、以前総会において主たる従事者の死亡により「生産緑地に係る農業従事者証明」について審議・承認いただいた案件に関する斡旋でございます。

その後、市に対して生産緑地の買取申出がありましたが、市では買取り予定がないため富士見市長より「生産緑地の取得の斡旋について(依頼)」がございました。皆様には、営農希望者へ取得の斡旋をよろしくお願いいたします。

希望者がいる場合は5月13日までに事務局まで報告をお願いします。

日 程 第 3 専決処理報告

1. 農地法第4条及び第5条の規定による農地転用届出について、富士見市農業委員会会長専決規定第3条に基づく専決処分状況報告を事務局より次のとおり行った。

(専決の期間 令和2年3月18日から令和2年4月18日まで)

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 | 2件 |
| (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 | 7件 |

日 程 第 4 協 議 報 告 事 項

1. 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画と令和元年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価について
2. その他

議長は、令和2年第4回富士見市農業委員会総会の閉会を宣言する。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年4月27日

議 長

2 番

5 番

8 番
